

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง การขอรับการส่งเสริมมาตรการปรับปรุงประสิทธิภาพด้านการใช้เทคโนโลยีดิจิทัล
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 4/2564

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 4/2564 号に基づく
デジタル技術導入による効率向上措置に基づく奨励申請

仏暦 2564 年（2021 年）3 月 19 日付投資委員会布告第 4/2564 号、件名「デジタル技術導入による効率向上措置」に基づくデジタル技術導入による効率向上のための投資奨励を明確化するために、投資委員会事務局は以下の通り説明する。

第 1 項 奨励申請

1.1 恩典申請者は、仏暦 2565 年（2022 年）の最終営業日までに「投資委員会布告第 4/2564 号に基づくデジタル技術導入による効率向上措置に基づく恩典付与基準に従う奨励申請書添付書式（F PA PP 54）」とともに、一般事業用投資奨励申請書（F PA PP 01）、サービス事業用投資奨励申請書（F PA PP 03）、または中小企業（SMEs）用投資奨励申請書（F PA PP 293）を用いて、「奨励申請書」を提出する。

1.2 恩典申請者は、プロジェクトの実施により効率向上の部分または企業全体に影響を与える、タイ国外・国内からデジタル技術の購入もしくはレンタルをする前に奨励申請書を提出すること。尚、デジタル技術の購入は資産を取得する日からとする。

1.3 恩典申請者は、以下の少なくとも一つの場合における実施計画を提出すること。

1.3.1 体系的な内部連携（Integrated）および一部の外部連携（Connected）のためのソフトウェア、プログラム、または情報システムの導入。また、生産またはサービスの効率向上のための資源管理に少なくとも 3 つのファンクションのデータを連携すること。

1.3.2 人工知能（Artificial Intelligence または AI）、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析（Data Analytics）

1.3.3 National e-Payment システムへの連携等、委員会が同意した公的機関のシステムと会社のシステムの間のデータ連携のためのソフトウェア、プログラムまたは情報システムの導入

1.4 恩典申請者が同意された重要な内容に関する実施計画の変更または修正を行う場合は、操業開始の許可前に検討・承認を得るために、奨励証書発給日より 3 年以内にプロジェクト変更を申請すること。

1.5 恩典申請者は奨励証書発給日より 3 年以内に実行を完了させること。また、業務プロセスを向上するためのデジタル技術の購入もしくはレンタルの証拠を提示すること。

第 2 項 対象および恩典

2.1 資産の種類および対象支出

効率向上のために使用するデジタル技術への対象とする投資もしくは支出の金額は、以下の通りである。

2.1.1 ソフトウェアの料金：奨励証書発給日より 3 年以内までとする、ソフトウェアのインストール料、テスト料および保守料
(MAINTENANCE SERVICE AGREEMENT：MA)を含む、外注による開発・改良されたソフトウェアおよび既製ソフトウェア。対象とするソフトウェアは、以下の通りである。

- (1) 第 1.3 項に基づく効率向上のためのソフトウェア
- (2) データベース管理のためのソフトウェア、例：MICROSOFT SQL SERVER など。

2.1.2 クラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出

尚、デジタル技術の料金は、1 年を超えるレンタル証拠のあるレンタル料金またはサブスクリプション料金を含む。但し、コンピューター、携帯機器、ワイヤレスデバイス、サーバなどのハードウェアは除く。

2.2 デジタル技術の種類および投資金額の計算法

効率向上のために使用するデジタル技術導入に関して、対象とする技術の種類は以下の通りである。

2.2.1 場合 1 体系的な内部連携 (Integrated) および一部外部との連携 (Connected) のためのソフトウェア、プログラム、または情報システムの導入。また、生産またはサービスの効率向上のための資源管理に少なくとも 3 つのファンクションのデータを連携すること。以下のいずれか一つの場合

- 内部連携の場合においては、システムは同じデータセットを様々な機能に少なくとも 3 つのファンクション連携すること。つまり、少なくとも 3 つの職務/係/課/部が同じ情報システム上で連携し作業し、相互間で自動的に情報が流れ、情報が処理され各機能で利用されること。
- 外部連携の場合においては、情報システムは WEB SERVICE または APPLICATION PROGRAMMING INTERFACE (API) を通して連携し、相互間に自動的に情報が流れ、情報が処理され利用されること。

事例

(1) 内部連携の場合

在庫や調達の管理およびインボイス発行を行うための ENTERPRISE RESOURCE PLANNING (ERP) システムの使用。例として、在庫管理ソフトウェア (INVENTORY MANAGEMENT) で在庫のステータスが確認でき、調達検討のために調達ソフトウェア (PURCHASING) に通知でき、調達完了後にソフトウェアで発注書の発行ができ、インボイスを受け入れ支払いを行うために財

務および経理ソフトウェア（FINANCE AND ACCOUNTING）に発注書のデータを発信し、経営者が事業成果を分析し次の判断で使用するために製品売買および受取・支払いのデータが企業データ分析ソフトウェア（BUSINESS INTELLIGENCE）で処理され表示されることなどである。

(2) 外部との連携の場合

WEB SERVICE もしくは APPLICATION PROGRAMMING INTERFACE（API）もしくは電子取引法規制に準じた他の形式のデータ連携システムを通して自動的にパートナー企業に電子発注書を発信するための ENTERPRISE RESOURCE PLANNING（ERP）ソフトウェアの使用。例として、連携された情報システム上で発注を受け、支払通知を受け取るために、調達ソフトウェア（PURCHASING）でパートナー企業の営業部（SALES）に調達が必要なもののリストのある電子発注書が発信できることなどである。

尚、ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業において投資奨励を受けた、またはデジタル経済推進局（DEPA）、国家科学技術開発局（NSTDA）もしくは委員会が同意した関係機関の登録もしくは認証を取得した、タイ国内事業者により開発・改善されたデジタル技術使用への投資もしくは支出を有すること。

1の場合 における効率向上のために使用するデジタル技術への投資金額の計算基準の詳細は以下の通りである。

- 1) 下記の投資もしくは支出は**全額**で計算される。
 - ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業において投資奨励を受けた、またはデジタル経済推進局（DEPA）、国家科学技術開発局（NSTDA）もしくは委員会が同意した関係機関の登録もしくは認証を取得した、タイ国内事業者により開発・改善されたソフトウェアの料金
 - 国内でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出
- 2) 下記の投資もしくは支出は**半額**で計算される。
 - 投資奨励を**受けていない**、またはデジタル経済推進局（DEPA）、国家科学技術開発局（NSTDA）もしくは委員会が同意した関係機関の登録もしくは認証を**取得していない**、タイ国内事業者により開発・改善されたソフトウェア、またはタイ国外からのソフトウェアの料金
 - タイ国外でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出

2.2.2 2 場合 人工知能 (Artificial Intelligence または AI)、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析 (Data Analytics) BUSINESS INTELLIGENCE (BI) ソフトウェアは除くが、ROBOTIC PROCESS AUTOMATION (RPA) などの自動的に作業に役立つソフトウェアを含む。高度技術または新しい技術でなければならない。

2 の場合 における効率向上のために使用するデジタル技術への投資金額の計算基準の詳細は以下の通りである。

- 1) 下記の投資もしくは支出は**全額**で計算される。
 - タイ国内・国外の事業者により開発・改善されたソフトウェアの料金
 - 国内でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出
- 2) 下記の投資もしくは支出は**半額**で計算される。
 - タイ国外でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出

2.2.3 3 の場合 National e-Payment システムとの連携等、委員会が同意した公的機関のシステムと会社のシステムの間のデータ連携のためのソフトウェア、プログラムまたは情報システムの導入。WEB SERVICE もしくは APPLICATION PROGRAMMING INTERFACE (API) もしくは電子取引法規制に準じた他の形式のデータ連携システムを通して連携し、相互間に自動的に情報が流れること。

尚、ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業において投資奨励を受けた、またはデジタル経済推進局 (DEPA)、国家科学技術開発局 (NSTDA) もしくは委員会が同意した関係機関の登録もしくは認証を取得した、タイ国内事業者により開発・改善されたデジタル技術使用への投資もしくは支出を有すること。

3 の場合 における効率向上のために使用するデジタル技術への投資金額の計算基準の詳細は以下の通りである。

- 1) 下記の投資もしくは支出は**全額**で計算される。
 - ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業において投資奨励を受けた、またはデジタル経済推進局 (DEPA)、国家科学技術開発局 (NSTDA) もしくは委員会が同意した関係機関の登録もしくは認証を取得した、タイ国内事業者により開発・改善されたソフトウェアの料金
 - 国内でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出

2) 下記の投資もしくは支出は**半額**で計算される。

- 投資奨励を受けていない、またはデジタル経済推進局（DEPA）、国家科学技術開発局（NSTDA）もしくは委員会が同意した関係機関の登録もしくは認証を**取得していない**、タイ国内事業者により開発・改善されたソフトウェア、またはタイ国外からのソフトウェアの料金
- タイ国外でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出

2.3 被奨励者の資格

被奨励事業は、仏暦 2564 年（2021 年）3 月 19 日付投資委員会布告第 4 /2564 号に従い、奨励申請時点で投資委員会が定めた投資奨励対象業種に該当する事業であり、かつ法人所得税免除恩典の対象事業であること。但し、仏暦 2565 年（2022 年）1 月 20 日付投資委員会布告第 Por.1/2565 号に基づき、事業を行うためにデジタル技術が必要とする一部の事業は除く。

2.4 付与される恩典

第 2.1 項および第 2.2 項に基づく投資金額の 50%を上限として、法人所得税を 3 年間免除する。尚、既に操業している事業による収入を法人所得税免除対象とする。（**プロジェクト投資金額の計算の例は説明書の巻末資料に添付された詳細を参考する**）また、デジタル技術の金額の計算法はデジタル技術の源、関連するサービス、発生した支払い証拠から検討する。

第 3 項 登録もしくは認証を取得した、タイ国内でソフトウェアを開発・改善した事業者リストの確認法

3.1 投資奨励を受けた事業者の場合

ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業において投資奨励を受けた事業者リストを投資委員会事務局のウェブサイトで確認することができる。

3.2 関係機関の登録もしくは認証を取得した事業者の場合

- デジタル産業において登録を取得した事業者リスト（DIGITAL PROVIDER）をデジタル経済推進局のウェブサイトで確認することができる。
- 産業技術支援プログラム（Innovation and Technology Assistance Program：ITAP）の ERP 専門家の登録を取得した事業者リストを国家科学技術開発局（NSTDA）のウェブサイトで確認することができる。

尚、奨励を受けた後に確認される場合、被奨励者はデジタル技術を購入・レンタルした日時点にそのタイ国内でソフトウェアを開発・改善した事業者が登録もしくは認証を取得している証拠を提示すること。

第4項 法人所得税免除の恩典使用指針

4.1 法人所得税免除対象の収入は、奨励証書取得後に発生する収入であり、奨励証書発給日の翌日からとする。

4.2 法人所得税免除の恩典使用は各会計期間の当該プロジェクトによる純利益の全額のみを対象として使用すること。分けて一部だけ使用することは出来ない。

4.3 被奨励者が純利益を持ち、法人所得税免除の恩典使用を希望せず、法人所得税を納付した年には、納付された法人所得税税額が奨励証書に示された法人所得税免除金額から引かれない。しかし、法人所得税免除の期間は連続で数える事である。

4.4 法人所得税免除金額の換算に使用するためのプロジェクト投資金額の計算は以下の2つの場合において検討される。

- 奨励証書発給日から3年間以内に操業開始を申請する場合：投資金額は奨励申請日から操業開始申請日まで数える事ができる。
- 奨励証書発給日から3年後に操業開始を申請する場合：投資金額が奨励申請日からスタートし、奨励証書発給日から3年間となる日まで数える事ができる。

なお、実施開始延長が許可される場合は、許可された実施計画に従い実施するための延長のみとする。しかし、奨励証書発給日から3年後以降の投資金額は法人所得税免除対象外となる。

4.5 法人所得税免除恩典を申請する各会計期間の法人所得税の上限額は、実際の投資金額の50%とする。

以上、お知らせする。

(署名)

投資委員会事務局

仏暦 2565 年 (2022 年) 1 月 20 日

例1：デジタル技術導入による効率向上措置に基づくプロジェクト投資金額の計算

投資プロジェクトには説明書に定められた効率向上のためにデジタル技術使用の詳細を有すること。

場合	リスト	使用法	出所	金額(パーツ)	計算できる投資金額(パーツ)	検討指針
1	経理管理ソフトウェア	契約期間が2年間であるサブスクリプション料の月払いで払う SAAS 型のソフトウェア	開発者がソフトウェア事業で投資奨励を取得している	400,000 (2年間の契約に基づく金額)	400,000	ー レンタル契約期間が1年間を超える。 ー 第2.2.1項に基づくソフトウェアであり、かつタイ国内開発者であるため、投資金額を 全額 で計算できる。
2	在庫管理ソフトウェア	契約期間が1年間であるサブスクリプション料の月払いで払う SAAS 型のソフトウェア	開発者が DEPA のメンバーである	300,000 (1年間の契約に基づく金額)	0	レンタル契約期間が1年間であるため、投資金額は計算できないものとする。投資金額として計算されるには、契約期間が1年間で 超える 必要がある。
3	SAP ソフトウェア	既製ソフトウェアであり、ランセンスを購入しコンピューターにインストールする。	タイ国外からのソフトウェア	2,000,000	1,000,000	ー 既製ソフトウェアである。 ー 第2.2.1項に基づくソフトウェアであり、かつタイ国外開発者であるため、投資金額を 半額 で計算できる。
4	SAP と使用するために開発を委託したソフトウェア・モジュール	SAP システムから展開開発を委託し、コンピューターにインストールし SAP と連携動作する。	開発者がソフトウェア事業で投資奨励を取得している	開発料： 500,000 MA 料： 100,000	600,000	ー 開発委託 ー 第2.2.1項に基づくソフトウェアであり、かつタイ国内開発者であるため、投資金額を 全額 で計算できる。
5	人事管理ソフトウェア	新規開発を委託する。	開発社が DEPA からの認証を取得している	700,000	700,000	ー 開発委託 ー 第2.2.1項に基づくソフトウェアであり、かつタイ国内開発者であるため、投資金額を 全額 で計算できる。

場合	リスト	使用法	出所	金額(パーツ)	計算できる投資金額(パーツ)	検討指針
6	財務管理ソフトウェア	新規開発。	自社開発	開発料：－	－	－自社開発により、開発金額を計算できない。
7	ビッグデータ分析ソフトウェア	契約期間が13ヶ月であるサブスクリプション料の月払いで払うSAAS型のソフトウェア	タイ国外からのソフトウェア	1,000,000 (13ヶ月の契約に基づく金額)	1,000,000	－レンタル契約期間が1年間を超える。 －第2.2.2項に基づくソフトウェアであるため、投資金額を 全額 で計算できる。
8	AIを使用し動作するソフトウェア	契約期間が4年間であるサブスクリプション料の月払いで払うSAAS型のソフトウェア	タイ国外からのソフトウェア	4,000,000 (4年間の契約に基づく金額)	3,000,000	－レンタル契約期間が1年間を超える。 －第2.2.2項に基づくソフトウェアであるため、投資金額を 全額 で計算できる。 －奨励証書発給日からの契約期間が3年間を超えるため、3年間のみ計算できる。 つまり 契約に基づく金額の4分の3 である。
9	サーバのレンタル料	指定範囲に基づきデジタル技術で活用するための契約期間が3年間であるサーバのレンタルサービス	国内でのデータセンター	500,000 (3年間の契約に基づく金額)	500,000	－レンタル契約期間が1年間を超える。 －国内でのサーバのレンタル/サービス使用にかかる支出であるため、投資金額を 全額 で計算できる。
10	クラウドのレンタル料	指定範囲に基づきデジタル技術で活用するための契約期間が3年間であるクラウドのレンタルサービス	タイ国外からのクラウドのサービス提供者	800,000 (3年間の契約に基づく金額)	400,000	－レンタル契約期間が1年間を超える。 －国内でのクラウドのレンタル/サービス使用にかかる支出であるため、投資金額を 半額 で計算できる。
11	サーバ	指定範囲に基づきデジタル技術で活用するために、新しく購入する。	国内での購入	500,000	0	ハードウェア料は計算できないものとする。

場合	リスト	使用法	出所	金額(パーツ)	計算できる投資金額(パーツ)	検討指針
12	コンピューター、タブレット、ネットワーク機器	指定範囲に基づきデジタル技術で活用するために、新しく購入する。	国内での購入	300,000	0	ハードウェア料は計算できないものとする。

例 2：申請書添付書式（F PA PP 54）での効率向上のためのデジタル技術導入の業務プロセス説明文の記入

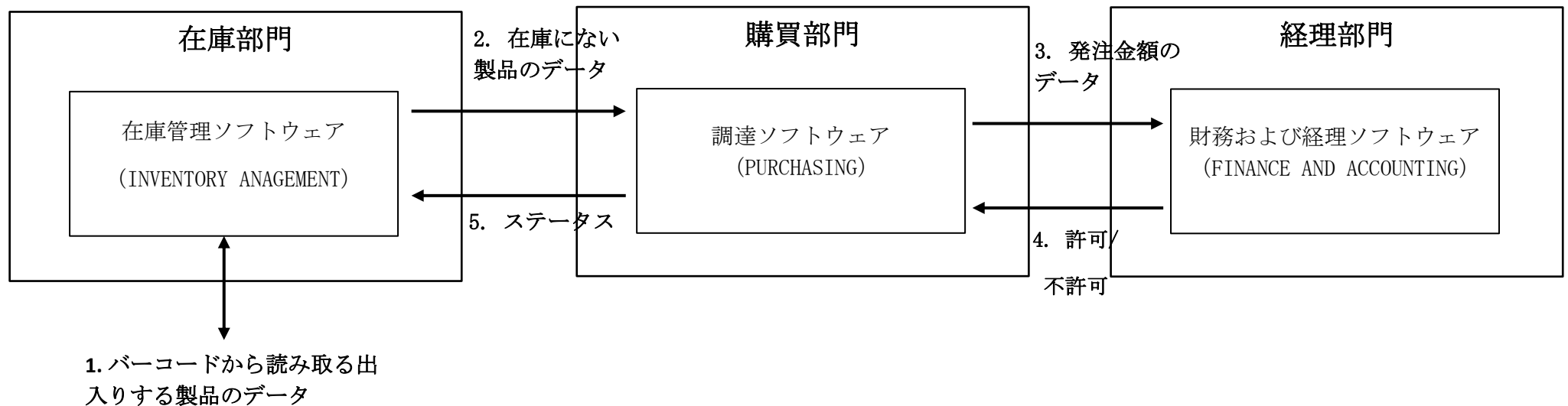
場合 1：内部連携であり、少なくとも 3 つのファンクションのデータを連携しなければならない

業務プロセス	関連する係/ 課/部	現在の業務状況	効率向上のために導入 するデジタル技術	他のソフトウェアへのデ ータ連携に関する説明	データ処理および業務効率化に関する説明
在庫管理	在庫部門	倉庫に出入りする 製品コードごとに 製品データを記録 するのに EXCEL を 使用している。	在庫管理ソフトウェア (INVENTORY MANAGEMENT)	－製品バーコードの読み 取りでデータを受け取 る。 －調達ソフトウェア (PURCHASING) にデータ を送信する。	－元の製品データ詳細（元の SKU）が既に データベースに保存され、新しい製品デ ータ詳細（新 SKU）が追加保存できる。 製品データ詳細の保存時間が短縮でき る。 －製品が出入りすると、製品コードがバ ーコードリーダーで読み取られ在庫数量 が自動的にアップデートされる。在庫の 出入りの保存・変更時間が短縮できる。 －製品数量が基準より少なくなると通知 する。在庫切れが発生してしまうリスク を減らす。
調達	購買部門	購入が必要な製品 データを記録する のに EXCEL を使用 し、発注書と受取 書を作成するのに WORD を使用してい る。	調達ソフトウェア (PURCHASING)	－在庫管理ソフトウェア (INVENTORY MANAGEMENT) からデータ を受け取る。 －財務および経理ソフト ウェア (FINANCE AND ACCOUNTING) にデータ を送信する。	－関連ソフトウェアから購入したい製品 データを自動的に受け取る。購入が必要 な製品リストのまとめ時間が短縮でき る。 －購入した製品の詳細が既にデータベ ースに保存され、新しい製品と新しい取引 先の詳細が追加保存できる。製品と取引 先の詳細の保存時間が短縮できる。 －発注書と受取書が自動的に作成される。 書類作成時間が短縮できる。

業務プロセス	関連する係/ 課/部	現在の業務状況	効率向上のために導入 するデジタル技術	他のソフトウェアへのデ ータ連携に関する説明	データ処理および業務効率化に関する説明
財務および経 理	経理部門	売買および受け取 り・支払い金額の データを記録する のに EXCEL を使用 し、そのデータで 会計帳簿を作成し ている。	財務および経理ソフト ウェア (FINANCE AND ACCOUNTING)	ー調達ソフトウェア (PURCHASING) からデー タを受け取る。	- ー システム上で支払いを許可し、領収書と タックスインボイスが自動的に作成され る。書類作成時間が短縮できる。 - ー 関連ソフトウェアから売買金額のデー タを自動的に受け取る。受け取り・支払 いの仕訳の時間が短縮できる。 - ー 受け取り・支払いのデータで財務諸表 を作成する。財務諸表の作成時間が短縮 できる。

例 3：申請書添付書式（F PA PP 54） の添付用のシステムプロセスを表した図（ENTITY RELATIONSHIP AND DATA FLOW DIAGRAM）

場合 1：内部連携であり、少なくとも 3 つのファンクションのデータを連携しなければならない

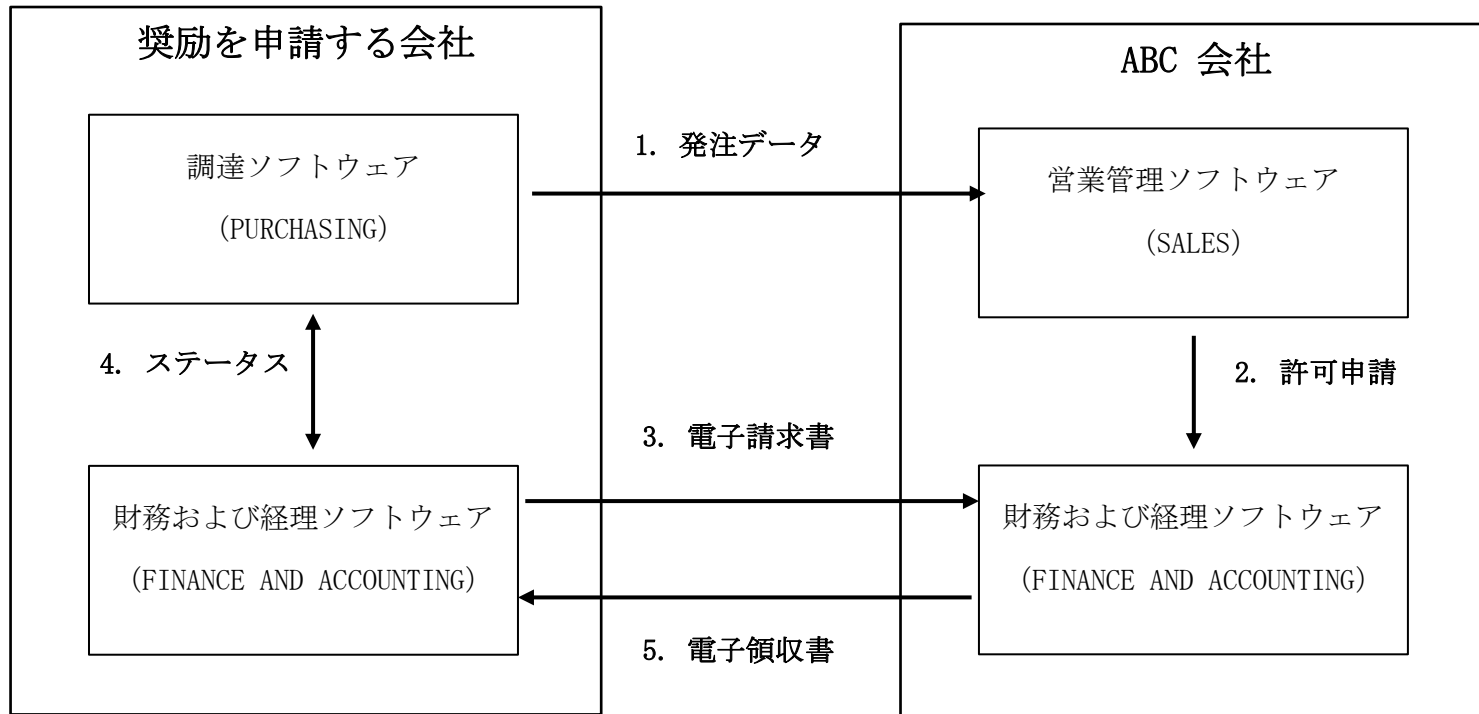


例4：申請書添付書式（F PA PP 54）での効率向上のためのデジタル技術導入の業務プロセス説明文の記入

場合1：外部連携であり、WEB SERVICE もしくは APPLICATION PROGRAMMING INTERFACE (API) を通じて連携しなければならない

業務プロセス	現在の業務状況	効率向上のために導入するデジタル技術	データ連携を行う外部機関	外部機関へのデータ連携に関する説明	データ処理および業務効率化に関する説明
サプライヤー（SUPPLIER）からの原材料の発注	Eメールで発注書を送信し、製品が納入された時に銀行を通して送金し、Eメールで領収書を受け取っている。	- 調達ソフトウェア（PURCHASING） - 財務および経理ソフトウェア（FINANCE AND ACCOUNTING）	ABC 株式会社	- API を通じて営業管理ソフトウェアと調達ソフトウェアを連携し、発注データを送信する。 - API を通じてお互いの財務および経理ソフトウェアを連携し、請求および支払いのデータを送信・受信する。	- 調達ソフトウェアが購入したい原材料リストを準備し、ABC 会社の営業管理ソフトウェアに電子発注書とともに発注が発信できる。 - 原材料が納入されると、財務および経理ソフトウェアが ABC 会社の財務および経理ソフトウェアに支払いを行い、このソフトウェアで電子領収書が送信される。

例 5：申請書添付書式（F PA PP 54） の添付用のシステムプロセスを表した図（ENTITY RELATIONSHIP AND DATA FLOW DIAGRAM）
場合 1：外部連携であり、WEB SERVICE もしくは APPLICATION PROGRAMMING INTERFACE（API）を通じて連携しなければならない



例 6：申請書添付書式（F PA PP 54）での効率向上のためのデジタル技術導入の業務プロセス説明文の記入
場合 2：人工知能（AI）、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析（DATA ANALYTICS）

業務プロセス	現在の業務状況	効率向上のために導入するデジタル技術	AI、MACHINE LEARNING、BIG DATA、RPA などの高度技術または新しい技術の活用に関する説明	業務効率化に関する説明
CHAT を介した製品販売	ウェブサイト、電話またはアプリケーションを通じる。	NATURAL LANGUAGE PROCESSING (NLP)-BASED CHAT BOT	－CHAT BOT は使っている言語が違ってても理解できる（使っているキーワードから分析することだけではない）NATURAL LANGUAGE PROCESSING 機能を有する。 －CHAT BOT は過去の会話からさらに会社のコンテキストを学び理解し、質問により良く答えるために開発ができる。	－ CHAT BOT は性質や価格など会社の全製品の詳細に関する質問に自動的に答える。 － CHAT BOT は自動的に発注を受け取り、支払方法を送り、支払いを確認し、関連システムに発注詳細を送ることができる。

例 7：申請書添付書式（F PA PP 54）での効率向上のためのデジタル技術導入の業務プロセス説明文の記入

場合 3：公的機関のオンラインシステムと会社のシステムの間のデータ連携のためのソフトウェア、プログラムまたは情報システムの導入

業務プロセス	現在の業務状況	効率向上のために導入するデジタル技術	データ連携を行う公的機関名	公的機関へのデータ連携に関する説明	業務効率化に関する説明
納税	歳入局の電子システムでデータを入力している。	財務および経理ソフトウェア（FINANCE AND ACCOUNTING）	歳入局	ーAPI を通じて NATIONAL E-PAYMENT システムと財務および経理ソフトウェアを 連携 し、納税しなければならない収入の データを送信 する。	財務および経理ソフトウェア は関連書類とともに電子で納税フォームを作成し、歳入局の NATIONAL E-PAYMENT システムを通じてデータ送信と納税を行う。

例 8 : 申請書添付書式 (F PA PP 54) の添付用のシステムプロセスを表した図 (ENTITY RELATIONSHIP AND DATA FLOW DIAGRAM)

場合 3 : 公的機関のオンラインシステムと会社のシステムのためのソフトウェア、プログラムまたは情報システムの導入

